

南相馬市新型インフルエンザ等 対策行動計画(素案) 概要

平成26年10月
南相馬市

はじめに

- * 新型インフルエンザ等の新型の感染症が発生すると、人は免疫をもっていないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害や社会経済活動に重大な被害をもたらすことが懸念されます。
- * このことから平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が施行されました。この措置法は、新型インフルエンザ及び急速なまん延のおそれのある新感染症が発生した場合に国家の危機管理として対応し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として制定されました。
- * 本市では、特措法の制定以前の平成22年2月に「南相馬市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しましたが、特措法の施行や政府・福島県の新型インフルエンザ等対策行動計画の策定にともない、国・県との整合性を保ちつつ、市としての対策を推進するため、現在の計画を見直し、新たに市の行動計画を策定するものです。

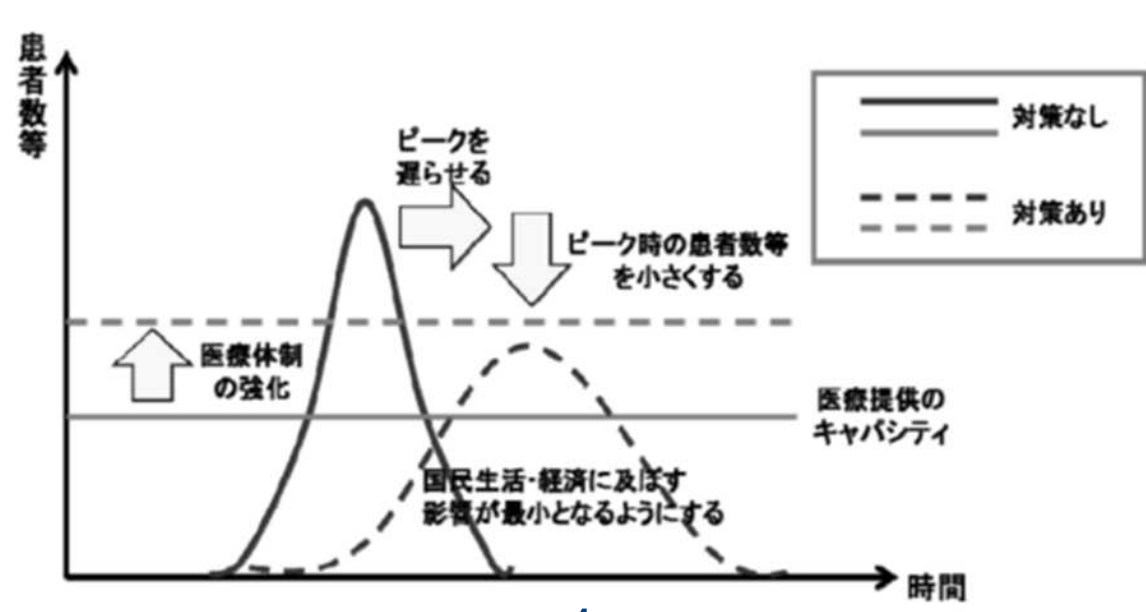
新型インフルエンザ等とは

新型インフルエンザ等 または 新感染症に該当するもの	新型インフルエンザ等感染症	新型： 新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ
	新感染症	再興型： かつて世界的規模に流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるもの 人から人に感染すると認められる疾病で、すでに知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、病状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る)

行動計画の基本方針

対策の目的

- * 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- * 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小となるようにする



行動計画の基本方針

対策の基本的な考え方

- * 本市の地域性、実情(東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響による市民の避難等)を考慮した対策とする
- * 新型インフルエンザ等の発生前から収束までの状況に応じて、一連の流れをもった対策とする
- * 新型インフルエンザ等の発生の時期や形態について予測は常に変わり得ること、対策については随時最新の科学的知見や国内外の動向等を踏まえて見直す必要があること等から、本行動計画は随時見直していくこととする

行動計画の概要(発生段階ごとの対策)

未発生期・海外発生期

発生段階	対策の考え方・主な対策
未発生期 (発生していない状態)	平素から警戒を怠らず、国、県等と連携を図るとともに、市全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う ・発生時に備えた体制の整備 ・情報の収集と提供
海外発生期 (海外で発生した状態)	情報収集を行い、市民等に注意喚起を促すとともに、国内、県内での発生に備え準備を進める ・国内、県内での発生に備え市対策連絡会を設置等 ・情報の収集と提供

行動計画の概要(発生段階ごとの対策)

県内未発生期・県内発生早期

発生段階	対策の考え方・主な対策
<p>県内未発生期 (国内で発生しているが、 県内では発生していない状態)</p>	<p>情報収集と市民等への注意喚起と情報提供を強化するとともに、予防接種等対策の準備を急ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置準備 (国が緊急事態宣言を発出した場合は設置) ・市民への注意喚起、情報提供 ・相談窓口の設置
<p>県内発生早期 (県内で患者が発生しているが、 全ての患者の接触歴を疫学調査できる状態)</p>	<p>感染拡大をできる限り抑えるため、情報収集と市民等への注意喚起をさらに強化するとともに、予防接種等感染予防対策をすすめる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置 ・市民への注意喚起、情報提供 ・相談窓口の体制強化 ・住民接種の準備・実施等

行動計画の概要(発生段階ごとの対策)

県内感染期・小康期

発生段階	対策の考え方・主な対策
<p>県内感染期 (県内での患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態)</p>	<p>健康被害を最小限に抑えるために、情報収集と市民等への注意喚起を継続するとともに、予防接種等感染予防対策を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置 ・市民への注意喚起、情報提供 ・相談窓口の体制強化 ・住民接種の準備・実施
<p>小康期 (患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態)</p>	<p>第二波の流行に備え住民接種等の対策を進めるとともに、第一波の終息と第二波の可能性に関し市民等への情報提供を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策の評価、次の流行に備えた対策の検討・実施 ・対策に必要な物資及び資材の備蓄、供給準備

(参考) 発生段階の考え方

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断

